

## 一次審査における実績評価手法に関する検討について（案）

### 1. 実績評価で指標となる項目について

#### （1）実績の審査における基本的な考え方

実績評価を行う上で指標となる項目は、他自治体における事例では

- ① 件数・規模で評価
- ② 同種・類似で評価
- ③ 携わった立場で評価
- ④ 配置技術者の立場での配点

の4つの視点から評価し、①を基礎点として②、③の配点比率を乗じ、④の配点も加味して実績評価点としている事例が見受けられます。

#### ■ 他自治体における評価指標の事例

※ ○：評価の指標としている、×：評価の指標としていない

評価の指標	市川市	千葉市	川崎市	その他
<input type="checkbox"/> 件数	○	○	○	各務原市、清瀬市、府中市、新発田市における実績評価については、プロポーザル説明書などにおいて実績の提示を求めています。明確な実績評価基準については未確認です。
<input type="checkbox"/> 規模	×	○	○	
<input type="checkbox"/> 同種・類似	○	×	○	
<input type="checkbox"/> 携わった立場	○	○	○	
<input type="checkbox"/> 技術者の立場	○	×	○	

#### （2）実績評価に関わる考え方

##### ① 件数・規模で評価

本プロポーザルにおいて実績規模は8,000㎡以上を参加要件として設定しています。規模が大きい建物の実績を高く評価することは、参加要件として面積を設定した際の基本的な考え方と齟齬すると考えます。一方、実績件数を評価することは本整備に最適な設計者の選定につながると考え、事務局としては実績の件数を点数化することで評価することが望ましいと考えます。

##### ② 同種・類似で評価

本整備により近い実績を有する技術者が本整備には有効であることから、同種・類似の定義を定めその区分ごとに評価の配点比率を設定することが望ましいと考えます。

##### ③ 携わった立場で評価

配置技術者が過去に携わった立場（主任技術者、担当技術者など）によって区分し、重要度に応じた評価配点比率を採用している事例が見受けられます。

携わった立場による評価配点比率を採用することで、本整備推進により有効な技術者の配置が期待される可能性があることを加味し、携わった立場での評価の配点比率を設定することが望ましいと考えます。

##### ④ 配置技術者の立場での配点

配置された技術者の立場ごとの重要度に応じた配点を採用している事例が見受けられます。重要と考えられる立場の配置技術者の配点を多くすることで、本整備推進により有効な技術者の配置が期待される可能性があることを加味し、立場での重要度に応じた配点を設定することが望ましいと考えます。

## 2. 実績件数での評価について

### (1) 求める実績件数について

他自治体における配置技術者の実績として求めている件数の事例を以下に示します。

	各務原市	千葉市	川崎市	清瀬市	府中市	市川市	新発田市
件数	3件以内	5件以内	2件	5件まで	2作品	3件以内	5件以内

上記事例にあるように、配置技術者に求める実績件数は5件以内で幅があります。

第2回審査委員会では「5件」として承認いただきましたが、本プロポーザルでは8,000㎡以上の庁舎を同種として求める場合、この同種実績を数多く有している技術者は多くはないと考えられます。

また、長期にわたる大規模物件の実績を有する場合は件数が多いことのみが高い評価である必要もないことから[実績への記載は最大3件とすることで](#)、十分に能力のある技術者の評価が可能と考えます。

なお、業務範囲については[基本設計若しくは実施設計の業務（工事監理のみは除く）を実績として認めるものとしますが、基本設計と実施設計が同一物件で一連の業務の場合は1件の業務実績として評価を行います。](#)

### (2) 実績件数の点数化について

実績件数最大3件に対して、1件あたりの基礎評価値を「1」として評価します。

## 3. 同種・類似の定義について

### (1) 同種・類似の基本的な考え方

同種・類似については、各配置技術者を下記のように分けて検討を行います。

- ① 管理、建築総合、構造、電気、機械、コスト担当 → 庁舎の実績
- ② ホール・音響担当、ランドスケープ担当 → ホール、広場の実績

### (2) 同種・類似の分類について

#### ① 他自治体における事例

庁舎の設計プロポーザルの事例を対象とし、実績としている「建物用途」、「発注者」、「規模（面積）」、「業務範囲」に関し調査しました。

（対象：各務原市、千葉市、清瀬市、市川市、川崎市、府中市、新発田市）

#### < 用途による分類 >

- ・同種：新庁舎と同じ建物機能を求めている。（窓口機能といった詳細まで同じ）
- ・類似：事務的な執務空間を主とした建物用途と同等の機能、または公共施設など、建築用途の範囲を同種に比べ幅広く設定している。

#### < 発注者による分類 >

- ・同種：発注者を国又は地方公共団体に限る（用途を「庁舎」に限定した時点で自動的に決定）
- ・類似：公共・民間の別は問わない。

実績評価の考え方は、2つの視点～「用途」と「発注者」が有効と考えられます。

なお、面積については参加要件とする面積を基準として設定することとします。

(3) 管理技術者、建築総合、電気、機械、コスト担当の実績について

配置技術者	同種実績	類似実績
管理技術者、 建築総合、 機械、電気、 コスト	地方公共団体が発注した延べ面積 8,000 m <sup>2</sup> 以上（原則 1 棟の面積とするが、同一敷地内であれば合計でも可）の庁舎（執務室及び窓口を主としたもの）の新築又は改築の基本設計又は実施設計業務に携わった実績	平成 21 年国土交通省告示第 15 号別添二第四号に該当する建築物で、延べ面積 8,000 m <sup>2</sup> 以上（原則 1 棟の面積とするが、同一敷地内であれば合計でも可）の新築又は改築の基本設計又は実施設計業務に携わった実績

(4) 構造担当の実績について

構造担当の参加要件として求める実績は延床面積 8,000 m<sup>2</sup>以上の免震構造建築物の設計業務に主体的に携わった実績としています。[同種・類似を分けず、以下のように設定する](#)ものとします。

配置技術者	実績
構造担当	延べ面積 8,000 m <sup>2</sup> 以上（原則 1 棟の面積とするが、同一敷地内であれば合計でも可）の免震構造建築物の新築又は改築の基本設計又は実施設計業務に携わった実績

(5) ホール、音響、ランドスケープ担当の実績について

ホール、音響、ランドスケープの実績でも、3. (2) の実績評価と考え方を統一することが望ましいと考えますが、ホールや広場などは民間発注の事例もあり、優れた実績として評価できるものも多いと考えられます。

ホールは様々な建物用途の中に包含される場合もあります。（例 公民館、大学内、博物館内 等多種）また、ランドスケープにおいても建築物と一体に整備された計画となるなど、民間発注での優れた実績も本事業においては有効と考えられます。

以上の観点から、発注者や建物用途による同種・類似の区分を定めなくても設計能力の評価としては可能と考えられることから、「ホール」、「音響」、「ランドスケープ」の各担当主任技術者の実績評価では[同種・類似を分けず、以下のように設定する](#)ものとします。

配置技術者	実績
ホール担当 音響担当 (※1)	H21 国交省告示第 15 号別添二第七～九号および十二号に該当する建築物※で客席数 500 席以上のホールを有するもの新築又は改築の基本設計又は実施設計業務に携わった実績（発注者は公共・民間を問わない）
ランドスケープ 担当 (※2)	建物と一体に整備された広場、ランドスケープの計画、基本設計又は実施設計業務に携わった実績（発注者は公共・民間を問わない）

※1 ホールにおける建築物の類型について

ホール建築は様々な建物用途の中で一体的に整備されることが多く、その中でも特に公共的な利用性を帯びると考えられる建築物の類型を選択しました。

< 例 >

- ・高校、大学の記念ホール、大講堂
- ・ホテルの大ホール、付随するコンベンションセンター
- ・博物館、図書館の中に設けられたホール 等

※2 基本構想における広場・緑地の考え方について

基本構想の広場・緑地について、以下の方針が確認できます。

- ・広場機能：区民の憩いの場、イベント開催
- ・災害対策、防災、救援機能 ～ 公共利用性
- ・緑地：敷地内・外とのみどりのネットワーク ～ 周辺環境との調和、配慮の視点

#### (6) 同種・類似の配点比率についての検討

##### ①他自治体での同種・類似の配点比率の事例

	市川市	川崎市
同種業務	1.0	1.0
類似業務	0.3	0

上記事例では、市川市は類似実績を同種の 0.3 の配点比率で評価しています。

川崎市は類似実績の提出は認めていますが評価はしていません。

##### ②上記を踏まえ配点比率の案を以下に示します。

	案 1 (同種は類似の 50%)	案 2 (同種は類似の 30%)
同種業務	1.0	1.0
類似業務	0.5	0.3

事務局としては、同種実績を重視しながらも類似実績の評価を大きく下げる必要はないと考え、[同種・類似の配点比率差が小さい「案 1」の採用が望ましい](#)と考えます。

なお、ホール、音響、ランドスケープの実績評価については、同種・類似の区分けを行わず 1.0 の配点とします。

#### 4. 携わった立場での配点比率検討

##### ① 携わった立場で評価した他自治体事例

	市川市		川崎市
	管理技術者	主任技術者	管理・主任技術者
管理技術者として携わった実績	1.0	1.0	1.0
主任技術者として携わった実績	0.4	1.0	1.0
担当技術者として携わった実績	0.2	0.4	—

上記の配点比率の事例を参考に、以下 3 つの案を示します。なお、過去の実績を評価することが目的であるため、本提案上の技術者の立場は評価に反映しないものとします。

##### ② 携わった立場での配点比率の案

	案 1	案 2	案 3
管理技術者として携わった実績	1.0	1.0	1.0
主任技術者として携わった実績	0.8	0.6	0.4
担当技術者として携わった実績	0.6	0.4	0.2

事務局としては、幅広い設計者からの応募を求めると共に技術者の携わった立場を評価することから、[差を最も小さく設定した「案 1」の採用が望ましい](#)と考えます。

## 5. 配置技術者の立場における配点

### ① 他自治体における事例

	市川市	川崎市 ※
管理技術者	6.0	2.0
建築総合	6.0	3.5
構造	3.0	2.0
電気設備	1.5	2.0
機械設備	1.5	2.0

※：実績評価の指標として規模、高さをそれぞれ求めています。規模について記載しています。

### ② 配置技術者の立場における配点案

配置された技術者の立場ごとの重要度に応じ、合計 20 点で配点を設定した案を以下に示します。

配点案 1：管理技術者を最重要視し、その次に建築総合担当主任技術者を重視した案

配点案 2：管理技術者と建築総合主任技術者を同様に重要視し、各配置技術者もそれぞれ重要とした案

配点案 3：建築総合主任技術者を重要視し、その次に管理技術者を重視した案

事務局としては、[管理技術者、建築総合共に重要であると捉えるとともに、他の配置技術者の重要度に優劣はないと考え、配点案 2 が望ましい](#)と考えます。

#### 配置技術者の立場ごとの配点案

配置技術者	実績評価	配点案 1	配点案 2	配点案 3
管理技術者	同種・類似の設計件数 携わった立場 等	5.0	3.0	3.5
建築総合主任技術者	同種・類似の設計件数 携わった立場 等	3.5	3.0	5.0
構造担当主任技術者	同種・類似の設計件数 携わった立場 等	1.5	2.0	1.5
機械設備担当主任技術者	同種・類似の設計件数 携わった立場 等	1.5	2.0	1.5
電気設備担当主任技術者	同種・類似の設計件数 携わった立場 等	1.5	2.0	1.5
ホール担当主任技術者	ホールに係る実績設計件数 携わった立場 等	1.5	2.0	1.5
音響担当主任技術者	ホールに係る実績設計件数 携わった立場 等	1.5	2.0	1.5
ランドスケープ 担当主任技術者	ランドスケープに係る設計件数 携わった立場 等	1.5	2.0	1.5
コスト担当主任技術者	同種・類似の積算、コスト管理件数 携わった立場 等	1.5	2.0	1.5
合計（満点）		20.0	20.0	20.0

## 6. 実績評価を行う場合の配点例

1～5にて検討した実績評価において、評価点の差がどの程度となるか実績パターンを想定し以下に示します。

### ① 建築総合主任技術者の実績評価の例

実績パターンA (同種3件、管理1件・主任2件)					実績パターンB (同種1件・類似2件、主任3件)						
件数	同種・類似		携わった立場		評価	件数	同種・類似		携わった立場		評価
3件	同種	1.0	管理	1.0	1.0	3件	同種	1.0	主任	0.8	0.8
	同種	1.0	主任	0.8	0.8		類似	0.5	主任	0.8	0.4
	同種	1.0	主任	0.8	0.8		類似	0.5	主任	0.8	0.4
評価値計					2.6	評価値計					1.6

5で示した建築総合主任技術者の配点を3.0点とした場合、評価値計の満点が3.0点であるので配点と評価値計の比率は3/3となります。

これによる各パターンの評価点を以下に示します。

実績パターンA： $2.6 \times 3/3 = 2.6$  点

実績パターンB： $1.6 \times 3/3 = 1.6$  点

建築総合主任技術者の場合、実績パターンAと実績パターンBの評価点の差は20点中の1.0点となります。

### ② 電気担当主任技術者の実績評価の例

実績パターンC (同種3件、主任3件)					実績パターンD (同種1件・類似2件、主任2件・担当1件)						
件数	同種・類似		携わった立場		評価	件数	同種・類似		携わった立場		評価
3件	同種	1.0	主任	0.8	0.8	3件	同種	1.0	主任	0.8	0.8
	同種	1.0	主任	0.8	0.8		類似	0.5	主任	0.8	0.4
	同種	1.0	主任	0.8	0.8		類似	0.5	担当	0.6	0.3
評価値計					2.4	評価値計					1.5

電気担当主任技術者の配点を2.0点とした場合、評価値計の満点が3.0点であるので配点と評価値計の比率は2/3となります。

これによる各パターンの評価点を以下に示します。

実績パターンC： $2.4 \times 2/3 = 1.6$  点

実績パターンD： $1.5 \times 2/3 = 1.0$  点

電気担当主任技術者の場合、実績パターンCと実績パターンDの評価点の差は20点中の0.6点となります。

以上